

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける香川県庁舎東館耐震改修工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成28年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 香川県庁舎東館耐震改修工事
- 2 工事の場所 香川県高松市番町
- 3 工事の概要 耐震改修工事

香川県庁舎東館 鉄筋コンクリート造 9階建て（塔屋3階）

延べ面積 11,871㎡

基礎免震工法による耐震改修工事

東館と本館との連絡通路の接続部分の改修工事

東館と議会庁舎との連絡通路の接続部分の改修工事

建物周辺（南庭を含む。）の整備工事

上記工事に伴う実施設計

- 4 工期 県の指定する日から平成31年12月20日まで
- 5 予定価格 4,334,200,920円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 落札方式 施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）
施工体制確認型とは、総合評価方式において加算点算出のために行う評価のほか、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査及び評価を行う方式をいう。
- 7 入札手続 この工事は、資料の提出、入札等をかがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものである。ただし、電子入札システムにより難しい者は、知事の承諾を得て紙入札方式によることができる。
- 8 この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。（数値的判断基準適用無し）

第2 入札に参加する者に必要な資格

1 共通事項

入札に参加する者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員がこの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け

ている者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下「経営事項審査」という。）を受け、その結果の通知を受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの

2 単体企業で入札に参加する者に必要な資格

1に加えて、単体企業で入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 経営事項審査（審査基準日が、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であって、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

- (2) 次に掲げる要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体としての実績の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）の場合に限る。）としての施行実績があること。

ア 平成13年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。

イ 地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一棟の延べ面積が9,400㎡以上の建築物（主要用途が、倉庫その他これに類する建築物を除く。）に係る工事であること。

ウ 既存建築物の免震改修で、次の①から③までのいずれかの要件を満たす工事（以下「認定等免震改修工事」という。）であること。ただし、最下階の床下に免震層を設けたもので、元請として実施設計を行ったものに限る。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けた構造方法による工事であること。

② 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づく所管行政庁の認定を受けた建築物の耐震改修の計画による工事であること。

③ 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の技術審査を経て、指定性能評価機関（建築基準法第68条の25第3項の規定により国土交通大臣が指定した性能評価機関をいう。）の評定書の交付を受けた耐震改修計画による工事であること。

- (3) 次に掲げる要件を全て満たす技術者（申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。ただし、工事の着手前であって知事との協議により認められた期間は、専任であることを要しない。

ア 免震構造（大臣認定を受けた構造方法によるものに限る。）の建築物の新築、増築若しくは改築工事又は既存建築物の認定等免震改修工事（いずれも、平成13年4月1日以降に工事

が完成し、引渡し完了したものに限る。)の元請業者(共同企業体としての実績の場合は、代表者である場合に限る。)の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験(工期(終期は、工事完成年月日とする。))の2分の1以上従事し、かつ、建築一式工事に係るものに限る。)があること。

イ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有すること。

3 特定建設工事共同企業体で入札に参加する者に必要な資格

1に加えて、特定建設工事共同企業体で入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 構成員の数は、2者又は3者とし、任意かつ自主的に結成すること。
- (2) 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。
- (3) 代表者は、2の要件を全て満たす者であること。
- (4) 代表者を除く構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 2の(1)の総合評定値が950点以上の者であって、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

イ 地上部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一棟の工事部分の床面積の合計が1,900㎡以上の建築物(主要用途が、倉庫その他これに類する建築物を除く。)の新築、増築又は改築工事(いずれも、平成13年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了したものに限る。)の元請業者(共同企業体としての実績の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の経常建設共同企業体の構成員である場合に限る。)としての施工実績があること。

ウ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者(申請書提出期限日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。ただし、工事の着手前であって知事との協議により認められた期間は、専任であることを要しない。

第3 入札参加資格の確認申請等

1 入札参加資格の確認申請

- (1) 入札参加希望者は、平成28年7月15日までに、申請書及び入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、特定建設工事共同企業体による入札参加希望者は、構成員全員の確認資料及び共同企業体協定書の写しを提出すること。

なお、入札参加資格があると認められる者に限り入札参加の対象とする。

- (2) 申請書は、電子入札システムにより提出するものとする。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用することとする。ただし、電子入札システムにより難しい者は、知事の承諾を得て持参により(7)のウの場所へ提出することができるものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 確認資料は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限日をもって行うものとし、その結

果は、平成28年7月29日までに、電子入札システムにより通知する。申請書を持参により提出した者については、書面により通知する。

(5) 確認資料に記載すべき事項

ア 単体企業及び代表者

- ① 第2の2の(2)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績
- ② 第2の2の(3)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

イ 代表者を除く各構成員

- ① 第2の3の(4)のイに掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績
- ② 第2の3の(4)のウに掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格

(6) 電子入札システムによる申請書の受付期間

平成28年6月27日午前9時から同年7月15日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中

(7) 確認資料の受付（電子入札システムによらない申請書の受付を含む。）

- ア 受付期間 平成28年6月27日から同年7月15日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- ウ 受付場所 香川県高松市番町4丁目1番10号 香川県総務部営繕課
電話番号 087-832-3571

(8) 特定建設工事共同企業体により入札参加を希望する者は、確認資料の提出の際に、各構成員から代表者に対し入札、見積り及び契約締結に関する権限等についての委任がなされている旨の委任状を提出すること。

(9) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成28年8月12日までに、1の(7)のイの時間に1の(7)のウの場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年8月19日までに、書面により行う。

第4 設計図書（要求水準書及び現場説明書をいう。以下同じ。）及び参考図（標準図及び現況図をいう。以下同じ。）の閲覧等

1 入札公告、入札説明書等の掲載

- (1) 掲載期間 平成28年6月24日から同年9月2日まで
- (2) 掲載場所 電子入札システム 入札情報サービス
https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/

2 設計図書及び参考図の閲覧及び貸出し

- (1) 閲覧方法 設計図書は、電子閲覧（本公告が掲載されている場所に掲載済）とするが、以下のとおり閲覧及び貸出しも行う。また、参考図は、以下のとおり閲覧及び貸出しを行う。
- (2) 閲覧期間 平成28年6月24日から同年9月2日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

- (3) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (4) 閲覧場所 香川県高松市番町4丁目1番10号 香川県総務部営繕課
電話番号 087-832-3571
- (5) 貸出申込 入札参加希望者は、設計図書貸出申込書を、香川県総務部営繕課に提出すること。
- (6) 貸出方法 詳細は、入札説明書による。
- (7) 設計図書等の質問
 - ア 方法 設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムにより行うこと。
ただし、電子入札システムにより難しい者は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により第3の1の(7)のウの場所へ提出することができるものとし、電送によるものは受け付けない。
 - イ 提出期間 平成28年8月19日午後5時15分までの電子入札システム稼働時間中とする。
持参により提出する場合は、平成28年8月19日までの第3の1の(7)のイの時間とする。
ただし、休日等を除く。郵便等により提出する場合は、平成28年8月19日までに必着のこと。
- (8) 設計図書等の質問に対する回答
電子入札システムにより、平成28年8月24日午後2時から同年9月2日までの電子入札システム稼働時間中に、本公告を掲示している場所に掲示し、第3の1の(7)のウの場所においても閲覧に供する。

第5 入札及び開札等

1 入札書の提出方法

- (1) 電子入札システムにより提出すること。なお、特定建設工事共同企業体により入札する場合は、代表者が電子入札システムに登録した電子証明書を使用すること。
- (2) 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、平成28年8月31日午前9時から同年9月2日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参又は書留郵便により提出すること。
ただし、再度の入札は認めないものとする。

2 入札期間 平成28年8月31日午前9時から同年9月2日午後4時までの電子入札システムの稼働時間中

3 開札の日時 平成28年9月5日午前10時

4 開札の場所 第3の1の(7)のウの場所

第6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第7 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- 2 契約保証金 請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会

社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第8 工事費内訳書の提出

1 提出方法

(1) 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の電子ファイルを入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、知事の承諾を得た場合に限り、工事費内訳書を持参により提出することができる。この場合は、平成28年8月31日午前9時から同年9月2日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。

(2) 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出すること。(郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。)

2 入札書の金額と工事費内訳書の内容が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

3 工事費内訳書の項目は、標準内訳書に示す一式当たり内訳書と同様のものとする。

4 提出された工事費内訳書は、返却しない。

第9 入札の無効等

1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。

2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札説明書等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

3 入札回数は1回とし、第1の5の金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を超える入札は失格とする。

第10 総合評価に関する事項

1 技術提案の評価

(1) 技術提案書の提出

ア 入札者は、入札に際し、技術提案書の電子ファイルを入札書に添付して、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、知事の承諾を得た場合に限り、技術提案書を持参により提出することができる。この場合は、平成28年8月31日午前9時から同年9月2日午後4時までの間に第3の1の(7)のウの場所に持参すること。

イ 紙入札によることについて知事の承諾を得た者は、入札書と併せて技術提案書を提出すること。(郵便による入札の場合は、封かんした入札書と同封して送付すること。)

(2) 入札者が技術提案書を提出しない場合、記名のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合その他その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、落札者となることができない。

(3) 本工事の技術提案に関する評価項目、評価基準、配点等は以下のとおりとする。ただし、過去の香川県発注工事において低入札価格調査基準を下回る価格で応札した実績があつても、本件工事における総合評価の技術評価点を減点する評価は行わない。

また、この入札において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した場合でも、他の香川県発注工事における総合評価の技術評価点において減点の対象となる低入札の応札実績とはならない。

【技術提案評価項目】

ア 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項 (200点)

評価項目	評価基準	配点	得点	
ア-1. 構造体の品質確保対策	<p>構造体の品質確保対策について評価する。</p> <p>下記の各項目について、対策内容をそれぞれ1つずつ具体的に記載すること。</p> <p>2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。</p> <p>① 免震装置の設置において、取付精度を向上させるための有効な提案がある。</p>	<p>構造体の品質確保対策について、4つの項目ともに有効な提案がある。</p>	100	/100点
	<p>② 免震装置の設置に伴う上部構造体の鉛直方向の変位を制御する対策の有効な提案がある。</p>	<p>構造体の品質確保対策について、3つの項目に有効な提案がある。</p>	75	
	<p>③ 限られた作業スペースの中で、新たに構築する免震層下部のマットスラブのコンクリートの施工品質を向上させるための有効な提案がある。</p>	<p>構造体の品質確保対策について、2つの項目に有効な提案がある。</p>	50	
	<p>④ 免震装置上下の基礎コンクリートとベースプレート又は既存く体との間に隙間を生じさせないようコンクリートの充填対策の有効な提案がある。</p>	<p>構造体の品質確保対策について、1つの項目に有効な提案がある。</p>	25	
		<p>有効な提案が無い。</p>	0	
ア-2. 仕上材等の品質確保対策	<p>仕上材等の品質確保対策について評価する。</p> <p>下記の各項目について、対策内容をそれぞれ1つずつ具体的に記載すること。</p> <p>2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。</p> <p>① 低層棟ピロティの土間コンクリート床及び高層棟の犬走りの玉石仕上げは、大部分が東館建設時のままの良好な状態であるため、工事の施工により取り外した仕上げの玉石を復</p>	<p>仕上材等の品質確保対策について、5つの項目ともに有効な提案がある。</p>	100	/100点
	<p>① 低層棟ピロティの土間コンクリート床及び高層棟の犬走りの玉石仕上げは、大部分が東館建設時のままの良好な状態であるため、工事の施工により取り外した仕上げの玉石を復</p>	<p>仕上材等の品質確保対策について、4つの項目に有効な提案がある。</p>	80	
	<p>① 低層棟ピロティの土間コンクリート床及び高層棟の犬走りの玉石仕上げは、大部分が東館建設時のままの良好な状態であるため、工事の施工により取り外した仕上げの玉石を復</p>	<p>仕上材等の品質確保対策につ</p>		

<p>旧する際に、現状の印象が大きく変わらないようにする対策の有効な提案がある。</p> <p>② 高層棟バルコニーのGRC製手すりの取付精度を向上させるための有効な提案がある。</p> <p>③ 低層棟ピロティ天井の木製ルーバーの取付精度を向上させるための有効な提案がある。</p> <p>④ 低層棟ピロティ東側県道側のエキスパンションジョイントカバーの取付精度を向上させるための有効な提案がある。</p> <p>⑤ 高層棟ロビー及び低層棟ピロティの天井木製ルーバー部分に設置する照明器具について、天井材との干渉による落下を防止するための有効な提案がある。</p>	<p>いて、3つの項目に有効な提案がある。</p>	60	/100点
	<p>仕上材等の品質確保対策について、2つの項目に有効な提案がある。</p>	40	
	<p>仕上材等の品質確保対策について、1つの項目に有効な提案がある。</p>	20	
	<p>有効な提案が無い。</p>	0	

イ 環境・安全対策、社会的要請等に関する事項 (170点)

評価項目	評価基準	配点	得点
<p>イー1. 環境対策</p> <p>環境対策について評価する。 下記の各項目について、対策内容をそれぞれ1つずつ具体的に記載すること。 2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。</p> <p>① 居ながら施工のため来庁者に配慮し、工事期間中において発生する騒音・振動を低減するための有効な提案(低騒音型建設機械に関する対策を除く。)がある。</p> <p>② 近隣住民に配慮し、工事期間中において発生する粉じんを低減するための有効な提案がある。</p> <p>③ 工事期間中に発生する排水の処理方法など水質汚濁を防止するための有効な提案がある。</p>	<p>環境対策について、3つの項目ともに有効な提案がある。</p>	60	/60点
	<p>環境対策について、2つの項目に有効な提案がある。</p>	40	
	<p>環境対策について、1つの項目に有効な提案がある。</p>	20	
	<p>有効な提案が無い。</p>	0	
	<p>安全対策について評価する。 下記の各項目について、対策内容をそれぞれ1つずつ具体的に記載すること。</p>	<p>安全対策について、6つの項目ともに有効な</p>	

	と。 2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。	提案がある。		
	① 東側県道から低層棟ピロティ車路部分を通り本館に至るまでの通行車両の安全を確保するための有効な提案がある。	安全対策について、5つの項目に有効な提案がある。	50	
	② 東側県道の歩道から東館の屋内を通り本館に至るまでの来庁者等に対する安全を確保するための有効な提案がある。	安全対策について、4つの項目に有効な提案がある。	40	
	③ 敷地周辺の一般交通及び歩行者に対する安全を確保するための有効な提案がある。	安全対策について、3つの項目に有効な提案がある。	30	
	④ 工事期間中における東館の耐震性能を確保するための有効な提案がある。	安全対策について、2つの項目に有効な提案がある。	20	
	⑤ 配管の埋設や山留め等の掘削作業時において既存埋設配管を的確に把握し、破損しないための対策について、有効な提案がある。	安全対策について、1つの項目に有効な提案がある。	10	
	⑥ 現場内における労働災害の防止について、有効な提案がある。	有効な提案が無い。	0	/60点
イー3. 社会的要請に関する事項	社会的要請に関して評価する。 下記の各項目について、対策内容をそれぞれ1つずつ具体的に記載すること。	社会的要請に関して、3つの項目ともに有効な提案がある。	30	/30点
	2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。	社会的要請に関して、2つの項目に有効な提案がある。	20	
	① 議会庁舎との連絡通路の通行止め期間を短縮できる有効な提案がある。	社会的要請に関して、1つの項目に有効な提案がある。	10	
	② 工事の周知・広報のための有効な提案がある。	有効な提案が無い。	0	
③ 工事を通じて、地域への技術継承や技術力向上への貢献について、有効な提案がある。				
イー4. 地球温暖化防止対策 (C02削減等)	地球温暖化防止対策 (C02削減等) について評価する。 下記の各項目について、対策内容を	地球温暖化防止対策 (C02排出量削減等) に	20	

<p>それぞれ1つずつ具体的に記載すること。</p> <p>2つ以上提案した場合には、内容のいかんによらず評価しないものとする。</p> <p>① 建設機械による対策について、有効な提案がある。</p> <p>② その他の対策について、有効な提案がある。</p>	<p>ついて、2つの項目ともに有効な提案がある。</p>		/20点
	<p>地球温暖化防止対策（CO2排出量削減等）について、1つの項目に有効な提案がある。</p>	10	
	<p>有効な提案が無い。</p>	0	

2 施工体制の評価

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低入札者」という。）については、入札説明書に定めるところの調査書類及び添付書類の提出並びに事情聴取を実施する。調査書類等については、平成28年9月12日午後4時までに、第3の1の(7)のウの場所へ持参して提出すること。
- (2) 低入札者については、平成28年9月12日午後4時までに事情聴取の日時等を通知する。
- (3) 提出された調査書類等及び事情聴取に基づき、次の評価項目について、評価を行う。
 - ア 品質確保の実効性 工事の品質確保のための適切な体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できると認められるか評価する。
 - イ 施工体制確保の確実性 工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がどの程度確保され、入札説明書等に記載された要求要件をどの程度確実に実現できるか評価する。
- (4) 低入札者以外の入札参加者については、資料の提出等は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「優」として配点する。
- (5) 事情聴取に応じない者、調査書類の全部又は一部を提出しない者等は失格とするとともに、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を講ずることがある。

【施工体制評価項目】

施工体制評価点（30点）＝①品質確保の実効性（15点）＋②施工体制確保の確実性（15点）

評価項目	評価基準	評価	配点
① 品質確保の実効性	<p>工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合</p> <p>（全ての調査書類の評価が◎である。）</p>	優	15
	<p>工事の品質確保のための適切な体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合</p> <p>（調査書類の評価に×がない。）</p>	良	5
	<p>その他</p> <p>（調査書類の評価に1～3個の×がある。）</p>	可	0

	工事の品質確保のための適切な体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 (調査書類の評価に4個以上の×がある。)	不可	失格
② 施工体制 確保の確実性	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 (全ての調査書類の評価が◎である。)	優	15
	工事を確実に実施するための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がおおむね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 (調査書類の評価に×がない。)	良	5
	その他 (調査書類の評価に1～3個の×がある。)	可	0
	工事を確実に実施するための施工体制が確保されず、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められない場合 (調査書類の評価に4個以上の×がある。)	不可	失格

◎…採点の結果、十分に評価できる内容である。

○…採点の結果、おおむね評価できる内容である。

×…採点の結果、評価できる内容とはいえない。

3 総合評価の方法

総合評価に当たっては、評価項目の要求を満たしていることにより与える技術評価点及び入札価格について、次により算出される評価値をもって評価する。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

なお、評価値は少数点第4位（第5位を四捨五入する。）とする。

技術評価点＝標準点＋加算点×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋施工体制評価点

(1) 標準点

入札参加資格要件を満たしている場合に与える点数で100点とする。

(2) 加算点

技術提案の評価により与える点数で、合計30点とする。

技術提案評価：370点 左記により得られた点数を、以下により加算点に換算する。

なお、加算点は少数点第1位（第2位を四捨五入する。）とする。

加算点＝得点の合計÷370点×30点

(3) 施工体制評価点

工事の品質確保の実効性及び施工体制確実性の評価によって与えられる点数で、各15点で合計30点とする。

4 評価内容の担保

請負者の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された技術提案書の履行がなされなかった場合は、次のとおり工事成績評定の減点及び違約金の徴収をするものとする。

(1) 工事成績評定の減点方法

工事成績評定の減点値

$$= \{ (A - B) \div A \} \times (\text{該当項目の加算点} \div \text{合計加算点}) \times 10 \text{点}$$

A：入札時の技術提案の値 B：施工後の実施に対する値

工事成績評定の減点値は小数点以下四捨五入した値とする。

(2) 違約金の徴収方法

次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額する。

$$\text{違約金} = C - C \times \{ (D + E) \div (D + F) \} \quad (1 \text{円未満は切捨て})$$

C：当初契約金額 D：標準点=100点 E：施工後の実施値における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

なお、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰すことのできない事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行に影響が生じた場合は、現場の状況により必要に応じ、その取扱いを協議して定めるものとする。

第11 落札者の決定方法

- 1 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、第10の3の総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を、香川県総合評価委員会へ意見聴取した上で、落札者とする。落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2 入札後、落札者の決定までの間において、入札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該入札者は落札者となることできない。

第12 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、香川県議会による議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第13 苦情申立て

- 1 この入札手続に関して、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。ただし、入札参加資格の確認に係る苦情については、第3の2による理由の説明の後、平成28年8月22日までに、委員会に苦情を申し立てることができる。
- 2 委員会は、入札参加資格の確認に係る苦情については、平成28年8月29日までに、その回答を

行う。

3 当該苦情処理の関係上、手続の停止等を行う場合がある。

第14 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

第15 その他

1 入札参加者は、この公告のほか、入札説明書、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）、香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）、香川県電子入札運用基準等の内容を遵守しなければならない。

2 次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

(1) 提出資料等に虚偽の記載をした場合

(2) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合

(3) 落札者が契約を締結しない場合

(4) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合

3 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者から現場に配置する専任の監理（主任）技術者を選任すること。コリンズ等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

4 現場に配置する監理（主任）技術者は、工事着手から工事完了までの間、病休、死亡、退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合及び請負者の責めに帰すことのできない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。

上記理由により配置技術者を変更する場合は、第2に掲げる技術者の要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第16 問合せ先

香川県総務部営繕課 総務・契約グループ

郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

電話番号 087-832-3571 F A X 番号 087-862-8116

第17 Summary

1 Subject matter of the contract:

Seismic retrofitting work of the Kagawa Prefectural Government Office East Building

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

4:00 PM on July 15, 2016

3 Time-limit for tender:

4:00 PM on September 2, 2016

4 Contact point for tender documentation:

Building and Repairs Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3571